

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K00986

研究課題名(和文) 古代古文書学の構築と東アジア古文書学

研究課題名(英文) Construction of Ancient Paleography and East Asian Paleography

研究代表者

川尻 秋生 (Kawajiri, Akio)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：70250173

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本古代の古文書の様式を東アジアの古文書学の中に位置づけ、相互比較を行うことを目的とした。その結果、日本の綸旨・宣旨などは唐制に遡ることが確認できた。唐の綸旨は皇帝の意思を伝える文書の総称であり、宣旨は皇帝の口頭を示す文書の総称として位置づけられていたことが確認された。古代の日本では、これらの文書を僧侶が主体になって輸入し、後に独自の様式として進化したのであった。また、朝鮮でも宣旨が確認され、皇帝の意思を伝える文書として機能していた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今回の研究から、東アジアの古文書を総体的に研究することによって、それぞれの地域の特色を抽出できることが確認できた。こうした研究はこれまで行われたことはなく、今後、深化させることで、東アジア世界の共通性と異質性を明らかにすることができることが、確認できた。

従来、日唐の律令比較に留まっていた古代の比較史研究に新たな分野を確立することが可能となり、しかも中国のみならず、朝鮮半島との比較が可能になった意義は大きいと考える。今後は、ベトナムなど、他の地域の国々の古文書も比較検討し、「東アジア比較古文書学」という研究分野を構築したい。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to situate the styles of Japan ancient documents in East Asian paleography and to compare them with each other. As a result, it was confirmed that the Japan's intentions and declarations go back to the Tang system. It was confirmed that the Tang Dynasty was a general term for documents that conveyed the emperor's intentions, and that the declaration was positioned as a general term for documents that indicated the emperor's oral intentions. In ancient Japan, monks took the lead in importing these documents, which later evolved into their own style. In Korea, the declaration was also confirmed, and it functioned as a document to convey the emperor's will.

研究分野：日本古代史

キーワード：東アジア古文書学 綸旨 宣旨

1. 研究開始当初の背景

明治以来、日本の古文書学は、中世史を中心に研究され、大きな成果を上げてきた。しかし、主として、日本国内の古文書を対象としてきたために、東アジア諸国との比較という視点は欠如していた。また、それぞれの様式は所与のものと見なされ、その起源については本格的に研究されていなかったと言える。

一方、日本古代史でも古代古文書学の必要性が指摘され、一定の成果をあげてきた。また、日唐の比較律令制研究は、中国の制度をいかに日本的にアレンジするかという点を解明する手段として重要視され、これもまた多くの成果をもたらした。

しかし、律令の比較の場合、日本の公式令の編目にある文書様式は注目されてきたものの、日本の公式令の編目に存在しない様式については、等閑に付され研究が進んでいないと言える。こうした今までの日本古文書学の不足を補うために、本研究は計画された。

2. 研究の目的

中国を起源とする文書様式を分析することは、東アジア世界を比較する「ものさし」として有効である。従来、日唐の国制の違いを分析する手段として、律令が用いられていたが、日唐にほぼ限定され、他の国々については、編纂の有無やその残存の問題から、方法論として困難である。

一方、古文書について言えば、粗密はあるものの、多くの国々について適応させることが可能であり、東アジアを広く包括・俯瞰することが方法論的に可能である。

このような研究を「東アジア比較古文書学」と名付け、それぞれの国の古文書を比較検討することで、それぞれの国の個性、そして共通性を浮かび上がらせることが可能であると考えられる。

3. 研究の方法

日本・中国・朝鮮の実例を集める必要があるため、各種データベースを用いて事例を集積する。それぞれの事例の正確性を期すため、それぞれの原典に当たって文字の異同を調査することが前提となった。中国では、正史・仏教書・文人の文集など幅広いジャンルの事例を集めた。日本では、六国史、正倉院文書をはじめ文学作品などにも及んだ。朝鮮半島では、『高麗史』を中心としつつ、その他の典籍についても収集した。

渉猟した範囲はかなり広いと言うことができ、交付金の大部分は、図書館の所蔵していない図書の購入、人件費に充てることになった。

史料を収集した上で、下記のことを調査・検討する。

公式令に存在せず、かつ、中世の古文書に普遍的にみられる綸旨・宣旨は中国史料に見られるが、それぞれが中国においてどのように使用され、特徴があるかという点を明らかにする。

古代日本における綸旨や宣旨の特徴を明らかにし、中国との異同を調べる。

古代の綸旨や宣旨は、いつ、どのように中世的なそれらに変化を遂げたのかという点を明らかにする。

中国以外、例えば朝鮮半島の事例を検討し、中国や日本との異同を明らかにする。

本来ならば、中国や韓国に赴き、現地の研究者との交流、また、現地の図書館での調査を予定していたが、コロナ禍のため断念せざるを得なかったことは、痛恨の極みである。

4. 研究成果

・綸旨

中国

中国皇帝の命令は、公式令に規定されている王命の様式によって下命されたことが知られているが、綸旨とは具体的な王命の様式ではなく、王命全体を指す普通名詞であったことが判明した。

ただし、正史には記載例がほとんどなく、文人の文集、また僧侶関係の史料に多く見えることがわかった。文人の場合には、勅や詔の反復を避ける用語として多く記載されたい。

一方、僧侶の場合には、皇帝の命令であれば、どのような様式の文書であるのかという点はそれほど重要でなかったため、王命全体を指し示す普通名詞として利用したことが想定できた。

日本

日本では、奈良時代の終わりごろから初例が現れ、平安時代初でも法制史料に間々見られることが判明した。これらは、中国の場合と共通して、詔や勅の繰り返しを避けたい場合に、王命の総称として用いられたと考えられる。

それでは、どのような経緯で、中国の宣旨がもたらされたのであろうか。ここで注目したいのは、『不空三蔵表制集』である。この書は、最澄『顕戒論』の中で引用され、空海も所持していたことが知られる。そして、この中には中国の綸旨が引用されている。最澄・空海が綸旨をはじめもたらした訳ではないが、僧侶が遣唐使をはじめとする日中の交流の中で、綸旨を持ち込んだ可能性が高いと考えた。

なお、朝鮮半島では、今のところ、綸旨は確認されていない。

・ 宣旨 中国

中国でも宣旨が見られるが、公式令には規定されていない可能性が高い。それでは綸旨とは何か。綸旨の事例を集めてみると、皇帝の口頭と密接に関係していることが判明した。つまり、宣旨とは王命の内、その様式自体に関係したのではなく、皇帝の口頭での命令を指すことばであったと推測されるようになった。

高麗

高麗にも宣旨が存在した。『高麗史』の中には事例が多くはないが、口頭と深く結びついている形跡はうかがえなかった。代わりに、高麗の宣旨は王命に限定されることが判明し、この点は中国と同じであった。

また、前稿で検討した「教」との共通性も見られた。教は、唐令では親王・公主が用いるもので、新羅や高麗王は、唐と冊封関係を結び、諸侯王に甘んじる際は教を用いたが、中国王朝との関係が悪化すると、詔を使用していた。これと同じく、宣旨も当初、王命として用いていたが、元に服属するようになると、「王旨」と称するようになった。つまり、中国の皇帝が用いる宣旨ということばを廃して、謙った表現を用いるようになったのである。高麗では、中国王朝との関係性を重視して、王命の名を変化させていたのである。

日本

日本の宣旨が、古代では文書に限定されず、もともとは口頭政務であること、日本古代の宣旨が天皇のみが使用する用語ではなかったことは、すでに指摘されていた。しかし、日本の宣旨が口頭政務と関係したことは、中国の宣旨の機能を継承したものであることが、今回判明したことになる。これは、これは本研究の大きな成果の一つである。

一方、王命との関係は中国と日本では大きく異なる、すなわち、中国の宣旨は王命に限定されるが、日本のそれは天皇に限定されなかったと言われてきた。

ところが、詳細に見ていくと、奈良時代初期の大宝令に引用される宣旨は、王命に限定され、8世紀前半の宣旨も、数はすくないものの、王命と解しても差し支えないものであった。このことから考えて、奈良時代初期の宣旨は、中国の影響を受けて、天皇のことばに限定されていたものの、8世紀後半になると、王命以外でも、口頭政務に関わるものが広く宣旨と称されるようになったと結論づけた。これも通説に変更を迫るものである。

王命に限定されない宣旨が現れた理由は、主語の曖昧さにあった。日本古代では、天皇その存在は曖昧ないし秘匿されたため、宣旨の主語が明示されることはほとんどなかった。そのため、主語を明示せず、宣旨を伝達した場合には、もともとの主語は曖昧になり、その宣旨を伝達した人物が主語として認識された可能性がある。

こうした理由から、奈良時代初期には、日本の宣旨も口頭の王命を意味したものを意味したがその後、口頭の機能のみが残され、宣旨は天皇に限定されなくなったと結論づけた。

奉勅上宣官符の出現理由

これまで、藤原仲麻呂政権の時期から、奉勅上宣官符が現れ、仲麻呂の没落後すぐ、上宣者が一人に限定されなくなることが知られていたが、新たな見解を得た。これまでは、国内事情のみから解釈されてきたが、8世紀前半に宰相を務めた張九齡『唐丞相曲江張先生文集』には、宦官が奉勅した事例が複数あり、この場合も、中国の影響が想定されるようになった。中国では皇帝の命令を宦官が内廷から外廷へ情報を伝達したことを示しているが、日本では、宦官の代わりに公卿が天皇の命を伝えたことになる。また、太政官会議は、唐の宰相会議の影響を得ていることを裏付けている。

一方、上宣者が分散する理由は、中国でも同様であり、一人に集中したために権臣が現れたことに対する反省からであった。この点は、日本でも同様であり、仲麻呂に対する権力集中の反省からであり、唐制に範を求めた可能性もある。

中世的綸旨が出現した理由

中世的綸旨は、天皇の命を蔵人が奉じるというもので、10世紀後半に成立するということが定説になっている。綸旨がこのような新たな機能を獲得に至る経緯は、不明な点が多いものの、次のように想定した。前述のように、日本の宣旨は、天皇以外の者も使用することができた。そのため、天皇のみが用いる宣旨という意味で、10世紀の後半に中世的な綸旨が出現したと考えた。

まとめ

東アジア比較古文書学は、今はじまったばかりであるが、今回の研究でその有効性が明らかとなったと考える。すなわち、中国を起源とする文書様式は、周辺諸国へ取捨選択されながら伝播する。また、その後にも、その使用方法や内容は変化することがある。

しかし、日本の場合は、冊封体制から比較的自由であったため、王言という機能はいずれも保

持されたまま定着された。一方、朝鮮の場合には、陸続きであったため、中国との関係の仕方が変化することがあり、従属性強い場合には、諸侯王の立場として受容し、敵対する場合には王言の立場として利用する傾向にあった。

こうした王権の立場の違いを、古文書は反映させる場合が多々あり、本研究を申請した理由・目的を十分満たすことができるかと考える。現在のところ、中国・日本・朝鮮半島諸国の範囲に留まっているが、今後はベトナムなど他の地域の古文書も視野に入れながら、更に研究を続けてゆきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 川尻秋生	4. 巻 -
2. 論文標題 論旨と宣旨 東アジア比較古文学の視点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国立歴史民俗博物館建機ろゅうほうこく	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 川尻秋生
2. 発表標題 宣旨と論旨
3. 学会等名 第66回国際東方学会議 SYMPOSIUM III 東アジア比較古文学の可能性（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 KADOKAWA	5. 総ページ数 264
3. 書名 シリーズ 地域の古代史 東アジアと日本	

1. 著者名 川尻秋生編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 285
3. 書名 シリーズ古代史をひらく 文字とことば	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------